# 吹田市商工業振興対策協議会 議事録

- 1) 開催日 平成24年9月17日(月)
- 2) 開催場所 吹田市役所低層棟3階 入札室
- 3) 開催時間 16:00~19:00
- 4)出席委員 佐々木委員 小畑委員 井川委員 石川委員 好見委員 阪田委員 市川委員 西尾委員 高木委員 森田委員 井上委員 金村委員 後藤委員 佐竹特別委員
- 5) 欠席委員 田中委員
- 6)出席職員 冨田副市長 平野部長 中江次長 中野次長 寺本参事 西田主幹 達脇主任
- 7) 傍 聴 者 0名

事務局:お待たせしました。定刻となりましたので、只今より、吹田市商工業振興対策協議会を開催いたします。

開催に先立ちまして、副市長の冨田より御挨拶を申し上げます。

一 冨田副市長 あいさつ 一

続きまして、佐々木会長より御挨拶をお願いいたします。

一 佐々木会長 あいさつ 一

ありがとうございました。

石川委員におかれましては、7月12日の委嘱時及び前回協議会においては御欠席されておりましたので、一言御挨拶をお願いいたします。

一 石川委員 あいさつ 一

ありがとうございました。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、事前に送付させていただいておりました資料として、本日の次第と、資料番号1から資料番号3までの資料集がございます。それから、本日お配りさせていただいております資料として、「吹田市企業立地促進条例(案)」、「吹田市企業立地促進条例施行規則(案)」、「企業立地促進条例施行規則(案)第3条(3)に規定する卸売業本社の床面積要件について」がございます。不足等ございませんでしょうか。

では、これ以後の進行は佐々木会長よりお願いいたします。なお、本日の傍聴希望者はおられませんでした。

会 長:それでは、案件に入る前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。市川委員、西尾委員、よろしくお願いいたします。

それでは案件へ入らせていただきます。まず、「(1) 吹田市における企業誘致施策について」ということで、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局:それでは、お配りしております資料集の「資料番号1」を御覧ください。

「吹田市における企業誘致の必要性について」ということですが、本協議会は、企業誘致についての議論を始めさせていただいてから今回で3回目ということで、今回については最終的な議論をまとめさせていただくという位置付けでございますので、過去2回の議論の経過の振り返りをさせていただいた上で、前回協議会の最後に佐々木会長から御指摘をいただいておりました、吹田市での企業誘致施策の必要性ということについて、こちらの資料で御説明させていただきたいと思います。

### 一 資料番号1について説明 一

事務局:続きまして、「資料番号2」を御覧ください。

まず、11ページから13ページの「吹田市産業振興条例」を御覧いただきたいと思います。この産業振興条例においては、第3条で基本理念が定められており、第1項では、「産業の振興は、市が市民、事業者及び経済団体等との協働の下に産業の振興のための施策を行うことにより推進されなければならない」とされています。この産業施策がどのようなものかということについては、第4条において、産業施策の方針が第1号から第11号まで定められておりますので、皆様にはこの内容を再度御確認いただきたいと思います。

次に、5ページの「産業振興施策における企業誘致施策の位置付けについて」を御覧ください。吹田市が、現在産業振興施策としてどのような施策を行っているのか、そしてその中で、企業誘致施策がどのように位置付けられているのか、ということについて確認させていただきます。

#### 一 資料番号2について説明 一

事務局: それでは、続きまして「資料番号3」を御覧ください。

こちらの資料につきましては、前回協議会で佐々木会長から御指摘をいただいておりました 2 点目の内容として、吹田市における企業立地促進法の適用経過とその内容について、御説明させていただきます。

# 一 資料番号3 (15ページ~18ページ) について説明 ―

平成19年10月に大阪北部産業集積形成基本計画、あるいは平成22年3月に関西地域健康長寿 関連産業広域基本計画の同意を受けた時点では、市内の集積区域は大阪大学と国立循環器病研究セン ターのみであったため、この部分に対して吹田市がさらに独自の企業誘致施策を展開していくという ことについては難しい状況がありましたが、平成22年8月に大阪北部産業集積形成基本計画の変更 同意を受けた時点では、集積区域に江坂をはじめとする吹田西部・南部地域が、また集積業種につい てもイノベーショナル関連産業がそれぞれ追加されたことで、それ以降、吹田市独自の企業誘致施策 の必要性が高まっており、そういったことからも現在、このような形で企業立地促進条例の検討を行 っているという状況があります。

19ページ以降につきましては、佐々木会長から前回併せて御指摘をいただいておりました、バイオ・ライフサイエンス関連産業の産業イメージについての御説明をさせていただくために、大阪北部産業集積形成基本計画の計画内容をそのまま添付させていただいておりますので、その概要について御説明させていただきます。

### 一 資料番号3 (19ページ~33ページ) について説明 一

資料集についての御説明は以上でございますが、続きまして、本日お配りしております「吹田市企業立地促進条例(案)」等の資料について御説明させていただきます。これらの資料につきましては、本来であれば、他の資料と併せて皆様には事前送付させていただくべきものでございましたが、直前まで庁内の法規担当との調整をさせていただいていた関係で、大変申し訳ございませんが、当日配布資料という形でお配りさせていただきました。

企業立地促進条例の制定による具体的な支援内容は、これまでも御説明させていただいているとおり、立地企業に対して新たに取得した土地、建物、償却資産にかかる固定資産税相当額の2分の1を 奨励金として交付するということですが、まず、条例案においては、吹田市がどういった方針で企業 立地施策を推進していくのかというような大きな考え方や方向性を記載し、施行規則案においては、 対象企業や奨励金の額等の詳細について記載しております。また、奨励金の申請及び交付手続や奨励 金の返還規定等のさらに詳細な内容については、別に定める要領の中で規定していくこととしており ます。

その上で、まず「吹田市企業立地促進条例(案)」について御説明させていただきます。

# 一 吹田市企業立地促進条例(案)について説明 一

続きまして、「吹田市企業立地促進条例施行規則(案)」について御説明させていただきます。

#### 一 吹田市企業立地促進条例施行規則(案)について説明 一

次に、「企業立地促進条例施行規則(案)第3条(3)に規定する卸売業本社の床面積用件について」ですが、前回までの資料においては、卸売業本社の支援要件については床面積が500㎡以上であることとしていました。しかし、その数値については他市の事例を参考にしたものであるため、今回までに何らかの根拠に基づき吹田市の基準を定める必要があるということを申し上げておりましたので、その部分について御説明させていただきます。

# 一 資料について説明 一

以上、資料集と本日お配りさせていただいた資料について御説明させていただきました。

会 長:ありがとうございました。

ここまで事務局より、資料番号1から3、また本日配布していただいた資料(以下、資料番号4)について、御説明をいただきました。これらについては様々な論点があるかと思いますが、まず資料番号1から3について、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

- 委員:今年の7月から、本協議会において企業誘致制度についての議論を行っていますが、昨年度までは企業誘致制度に関する議論は無かったという理解でよろしいのでしょうか。
- 事務局:昨年度までは企業誘致・起業家支援施策検討作業部会の中での議論があったかと思いますが、この作業部会では、どちらかといえば、起業・創業者に対する支援施策の検討に重点を置いて議論を行ってきたという経過があります。ただ、その中でも、前回御指摘のあったように、企業誘致についても一定の議論があったという認識はしております。また、昨年度以降は、企業誘致施策の検討については新たな外部有識者を含めた検討体制を作るという方針が出されたところですが、その検討についてはこの商工業振興対策協議会の場で改めて御意見をいただきたいということでございます。
- 委員:ただ、企業立地促進法に基づく基本計画の同意を吹田市が平成19年以降受けていることについては、この協議会の場ではこれまでは報告が無かったということですね。
- 委員:前回協議会での発言を少し訂正させていただきますが、そういったことについて、これまで全く報告が無かったかといえばそうではありません。ただ、条例等については元々別の部署で議論をするということでしたので、この協議会で検討するということにはなっていませんでした。
- 委員:資料集2ページに「今後の対策として、既存企業の市外移転を防ぐことはもちろん重要ではあるが・・・」と書かれていますが、これは前回協議会において委員意見として出されていた支援対象地域についての指摘に対する回答という認識でよろしいのでしょうか。

- 事務局:企業立地促進条例施行規則(案)においては、第3条第1号から第3号まで支援対象要件を規定していますが、前回協議会において頂いていた御意見は、これらの要件に該当しない場合であっても、特に対象地域については状況に応じて柔軟に対応できるようにすべきではないか、というような内容であったかと思います。確かに、他市ではそういった条文を設けて対応しているところもありますが、吹田市においては、先ほど資料番号1の中でも御説明させていただいたように、市内各地域で定められている用途地域の目的に応じたまちづくりを進めていくべきであるという考え方に基づき、本条例による企業誘致についても進めていくべきであると考えております。従って、現状の施行規則案においては市内において企業誘致を推進すべきであると考えられる地域は全て対象地域に含まれておりますので、それ以外の場合であっても例外的に認めることができるという条文を設けることは考えておりません。
- 委 員:次に、近隣市の施策についてですが、各市ではこのような条例を制定されてから、どのような 実績が上がっているのでしょうか。
- 事務局:近隣市の状況については、平成23年度の奨励金交付実績で申し上げますと、豊中市では8件、 茨木市では39件、高槻市では7件ということです。摂津市については、昨年度から施行された条例 であるため、実際の奨励金の交付はまだ始まっていないということですが、来年度の申請予定は10 件程度あると聞いております。
- 事務局: 茨木市については件数が非常に多くなっておりますが、こちらの制度では、事業所の新設や拡張だけでなく、一定額以上の設備投資のみでも奨励金の交付対象になるため、これだけの件数が上がってきているということです。
- 委 員:次に、資料集18ページの基本計画の概要の目標の部分について、これらの目標数値はどのような根拠で算出されているのでしょうか。
- 事務局:目標数値についての考え方についてですが、平成17年の「工業統計調査結果表」から当該企業の売上高及び雇用件数の1社平均値を算出したものに、指定集積区域における残存進出可能企業数を乗じたものと、経済産業省の「平成17年度大学発ベンチャーに関する基礎調査」から大学発ベンチャーの1社平均値を算出し、平成20年度開設予定の新たなインキュベート施設への最大入居企業数を乗じたものを合算した上で算出しております。従って、こちらの目標数値においては可能性を示すような算出基準になっています。
- 委員:資料集21ページに記載されているスケジュールによれば、平成22年度から大阪府、吹田市、 茨木市が企業の誘致活動を推進するとなっていますが、実際にその期間に、吹田市が条例を持ってい なくてもどこかに企業を誘致してきたという実績はあるのでしょうか。

事務局:現実にはそういった実績はありませんが、こういう表現をしている以上、吹田市も独自の施策

- の実施を求められているということについては、先ほど御説明させていただいたとおりです。
- 委員:今回の条例案では、固定資産税相当額の奨励金を交付するということになっていますが、税については減免するという考え方もできるかと思います。今回奨励金の交付という形にされているのは、どういった理由があるのでしょうか。
- 事務局:これは非常に難しい部分でありますが、補助金方式では対象事業を特定した上で支援ができます。従って、必要な部分に資金が行き渡るという意味では、現状の条例案のやり方が効果的ではないかと考えております。
- 会 長:それでは、続きまして資料番号4について、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。
- 委員:施行規則の第3条について、第3号で卸売業の本社だけが面積要件が定められていますが、第 1号や第2号で定められているものについては、その条件さえ満たせば事業所の面積にかかわらず対 象になるということでしょうか。
- 事務局: おっしゃるとおり、卸売業の本社についてのみ面積要件を定めておりますので、その他の部分 については面積要件の規定はありません。
- 委員:そうであれば、資料集24ページから25ページに記載されている、イノベーショナル関連産業の中にある「専門サービス業」にはコンサルタントや士業が含まれていると思うのですが、例えば、そういった方々が市内で自社ビルを建てた場合でも対象になるということでしょうか。
- 事務局:現在の条例案及び施行規則案では、そういった業種も条件さえ満たせば対象になるということになりますが、イノベーショナル関連産業における「専門サービス業」に、実際にどのような業種が含まれるのかということについては、改めて御確認させていただきたいと思います。
- 委員:「イノベーショナル」ということが一つのキーワードになっているかと思うのですが、いわゆる士業の仕事において、新技術の開発や既存技術の組み合わせによる新たなサービスの提供ということはあまり考えられないのではないかと思います。
- 事務局:イノベーショナル関連産業については、この業種に含まれれば直ちに対象者として認められるということではなく、あくまで「企業立地計画」、「事業高度化計画」、または「経営革新計画」の承認を受ける必要がありますので、そういった部分で一定、対象者の絞り込みはできるものと考えております。
- 委 員:産業振興条例に基づく補助金制度については、この条例や施行規則とは別の制度として考えられるのでしょうか。

- 事務局:前回まで提案させていただいておりました産業振興条例に基づく四つの補助金制度については、 それぞれ補助金要綱という形で定めていきますので、この条例や施行規則とは別の制度になります。
- 委員:それらの要綱については、またこの場で議論するのでしょうか。
- 事務局:本協議会における企業立地促進条例に関する議論については今回が最後ということになりますが、通常、年度末にも次年度以降の事業内容の説明等について本協議会は開催をさせていただいておりますので、それらの要綱案については、その場でお示しさせていただきたいと考えております。
- 委 員:条例案の第5条第2号と第3号に「地域」という言葉が使われていますが、これを「市内」ではなく「地域」とされた理由を教えていただけますでしょうか
- 事務局:この「地域」という言葉につきましては、産業振興条例の中で使われているものになりますので、産業振興条例との整合性を図るという意味で同じ言葉を使っております。
- 委員:この条例案については、産業振興条例の精神が非常に活かされている内容になっていると思いますし、北摂他市の条例と比べてみても、非常に良いものにしていけるのではないかと思います。

そこで、改めて意見を述べさせていただきます。まず一点目として、条例案第3条には産業振興条例第4条については触れられていますが、これは基本方針の部分ですから、産業振興条例第3条の基本理念も反映させるべきであると思います。次に二点目ですが、他市の条例では、交付の取り消しについての条文が入っていますので、この条例案にも入れていくべきであると思います。三点目は、同様に事業所の調査や事業内容の報告義務等についての条文についても、この条例案にも入れていくべきであると思います。四点目は、先ほどの「地域」についてですが、この条例案においては市内雇用が促進されることも重要ですので、その部分を明確にするべきであると思います。五点目については、雇用形態についても正規雇用ということを表現として明確にすべきであると思います。最後に、六点目として、撤退時の規定についてもこの条例案の中で何らかの表現をしていくことはできないでしょうか。以上です。

- 事務局:今いただいた御意見については、こちらで一旦承らせていただきますので、改めて後日お返し させていただきたいと思います。
- 委 員:この条例で誘致され奨励金の交付を受けた企業が、その後どういった事業活動を行っているか ということについて、この協議会でチェックしていくことはできるのでしょうか。
- 委員:そういったことについては、例えば、経営革新計画においても、3~5年で成果が上がったかどうかということについてはほとんど審査されません。本協議会においても、設立趣旨を考えるとそういったことを審査する場ではないのではないかと思います。
- 委員:他市の条例で記されているような、奨励金の返還や調査についての条文がなぜ吹田市の条例案

に入っていないのかが疑問です。進出企業に対する条件が少し消極的ではないでしょうか。

- 委 員:それは、前回にも議論があったように、企業に対するインセンティブの問題で、逆に積極的に 誘致をするための一つの方策ではないかと思います。
- 事務局:通常の補助金要綱では、条文の中で、そういった交付対象者に対する条件、返還規定、事業内容の報告義務等については全て定められております。ただ、吹田市においては、条例に記すべきこと、規則に記すべきこと、要綱や要領に記すべきことについては、それぞれ基準があります。今回の企業立地促進条例においては、そのような細かな内容については、条例や規則に記すのではなく、その下にさらに要領を設けて、その中に奨励金の交付手続も含めて、そういった条件についても全て記載していくことになります。従って、他市の条例に書かれていることが本市の条例案に書かれていないからといって、決して消極的であるということではありませんので、御理解いただければと思います。
- 委 員:規則や要領で触れていくということであれば、条例に記載されている内容よりも強制力が弱まることにはならないのでしょうか。
- 事務局:戦後の法律体系においては、条例と規則は同格です。条例については、団体意思決定として議会の承認が必要になりますが、規則との格付けは同じになります。要綱や要領というものは取扱の細目であって、上位の規則に反することはできませんので、おっしゃるような御心配はないものと思われます。
- 委員:規則第3条第2号の経営革新計画の承認ついてですが、指定業種を営んでいる事業者が、その 業種とは異なる内容で経営革新計画の承認を受けた場合も支援対象になるのでしょうか。
- 事務局:本条例案において支援対象としている業種は、あくまでも資料集24~25ページに記載されている業種であり、それらの業種に基づく事業内容を行う企業の立地を促進していくということが目的ですので、経営革新計画の承認を受けている場合でも、その内容が指定業種に基づく事業内容でなければ支援対象者として認められないという考え方になります。
- 事務局:今頂いた御意見に対して申し上げた考え方については、規則案の表記の仕方を改めるのか、あるいは別のところで定めるのか、いずれにしても誤解の無いような表記方法を検討させていただきたいと思います。
- 委員:同じく業種についての質問ですが、資料集25ページにはイノベーショナル関連産業に「その他の製造業」が含まれるとなっていますが、これはすなわち製造業であればどんな業種でも対象になるということでしょうか。
- 委 員:それが、イノベーショナルな計画内容に基づき申請するものであれば、対象になるのではない かと思います。

- 委員: 先ほども意見が出されていた税に対する支援方法についてですが、企業側からすれば奨励金よりも減税を望まれる方が多いのではないかと思います。また、税項目についても、固定資産税は経費で落とすことができますが、法人市民税は経費で落とすことができません。法人市民税については、最終的な利益に基づいて算出された税額を支払うという形になりますので、企業側からすれば、固定資産税よりも、利益の一部から支払われる法人市民税に対して減税などの優遇措置を受けられる方がありがたいのではないかと思います。これはあくまでも個人的な意見ですが、こういったことについては、もっと企業側の意見なども取り入れた上で支援内容を考えていくべきではないでしょうか。また、減税をしてしまうと、奨励金のように後から返還を求めることができないのではないかという考え方もあるかと思いますが、それも条例の規定の仕方によって、後から追徴することも可能であると思います。
- 委 員:条例案の第5条第1号から第3号についてですが、これは企業側から申請があった場合に、これらの責務を果たすということについて、何か具体的に表明を求めるような形になるのでしょうか。
- 事務局:こちらの条項については、市から申請事業者に対して、奨励金を受ける以上はこれらの責務を果たすことについて強く求めていくということは伝えてはいきますが、具体的な表明を求めるということではありません。ただ、産業振興条例においては、「役割」として定められている内容が、本条例案では「責務」として強められていることについては、事業者側に十分な理解を求めていきたいと考えております。
- 委 員:先ほどの話では、条例、規則、要領によってそれぞれ記載する事項が異なるということでした が、そうであれば、どういったことをどの部分に記載するのかということについての基準をもう少し 明らかにしていただきたいと思います。
- 事務局:条例は議会の議決が必要ですので、そういった意味では条例には基本的な事項や政策の大きな 方向性をきちんと記載することが必要であり、それが条例の目的でもあります。また、規則に記載す る事項というものは、社会経済状況の変化に基づいて臨機な対応をすべきものになります。しかし、 重要なことまで全て規則に記載してしまうと、それは執行機関である市長の意思にはなりますが、吹 田市の意思ではなくなってしまいます。ですから、議会も含めて、吹田市として意思決定すべき基本 的な事項を条例で示すということが、本条例に限らず全ての条例に通じる考え方です。
- 委員:本協議会における今回の議論では、私も前回から個人的な意見は色々と述べさせていただきましたが、それに対する報告がないですし、意見を求められてもどのように議論に参加すればよいのかが非常に分かりづらく感じています。産業振興条例の制定時には時間も十分にありましたし、そこで出された色々な意見が条文の中に実際に反映されています。ですから、その時の議論に参加された方々にとっては、それぞれ自分の意見が反映されている条例内容になっており、誇りを持っておられます。今回の条例についての議論も、できればそのように進めていただきたかったと感じています。

- 委 員:先ほども話がありましたが、条例案第5条に記載されている「地域」という言葉について、具体的な範囲をどのようにとらえたらよいのでしょうか。
- 事務局:本条例における「地域」という表現は、先行した産業振興条例に合わせたということですが、「地域」の二義性は常に存在します。本条例も含めて吹田市の条例においては、吹田市全域というとらえ方が基本であると考えます。経済産業省などによればもう少し広い解釈がされる場合もありますが、本市の条例においては全市域という考え方で御理解いただければと思います。
- 委 員:しかし、市が考えている市内からの雇用ということと、企業側がこの条文から考える「地域」 からの雇用ということについて、認識の差が発生することはないのでしょうか。
- 事務局:企業が人材を求める地域ということについては、一定の幅を持った考え方が必要になってくるとは思いますが、本条例ではあくまでも市内雇用の拡大を目的としたものになりますので、そういった趣旨で協議をしていただければと思います。
- 委員:他市の条例等においては、市民を雇用した場合の補助金を設けており、そういう制度があれば 企業側も具体的に制度のイメージをしやすいと思うのですが、吹田市においてはそういった制度は考 えておられないのでしょうか。
- 事務局:市民の雇用に対する補助金については、前回協議会において提案させていただいておりました 産業振興条例に基づく補助金制度の一つとして現在検討しております。
- 委員:資料番号4の面積要件の資料について、分布図におけるそれぞれの面積範囲の境目の数値が、 この資料では数値以上なのか数値未満なのかということなどが判断できないのですが、いかがでしょ うか。
- 事務局:申し訳ございません。こちらの資料では、例えば「100 ㎡~300 ㎡」であれば、「100 ㎡以上300 ㎡未満」と御理解いただければと思います。また、この調査対象事業所においては、床面積がちょうど300 ㎡となる事業所はありませんので、調査結果には影響はございません。
- 委員:施行規則第3条第3号の卸売業本社の床面積要件について、既存事業所が拡張した場合に300㎡になるということについてはイメージができるのですが、例えば、ベンチャー企業が創業時に事業所の新設をするような場合に、300㎡以上の事業所を構えることは少しハードルが高いような気がします。吹田市が中小企業も含めて広く卸売業を育成していくという方針であるならば、新設の場合の面積要件はもう少し緩めても良いのではないかと思います。
- 事務局:今回の制度において、このような面積要件を定めていくにあたっては一定の根拠が必要となってきますので、そのために実施した今回の調査結果に基づけばこのような基準になったということですが、今頂いた御意見については、引き続き検討していきたいと思います。

- 委 員:この施行規則については、改廃についても議会の議決を要するものではなく、市の裁量でできるものであると思いますので、今後の制度の活用状況に応じて対応していただければと思います。
- 委員:本条例の制定後、実際にこの制度を活用される企業数や、奨励金の支払額はどの程度を想定されているのでしょうか。また、この制度ができることにより、吹田市内へ事業所を立地することについて、企業側にはどの程度の影響があると考えられるのでしょうか。
- 事務局:現状では、今後、どの程度の企業にこの制度が活用されるかということについては、まだはっきりとは分かっておりませんが、予算額については、奨励金の支払いは企業が立地した翌年度予算からということになりますので、必要な予算額についてはきちんと確保していきたいと考えております。また、本制度の企業側への影響ということについては、条例制定後は、本制度の内容については、吹田市内だけではなく、大阪府下も含めて、様々な手段で広く周知を図っていきたいと考えております。
- 事務局:また、この4月から実施している企業訪問の中でも、訪問企業から様々なニーズをお伺いする中で、企業誘致関連の情報についても情報交換していきたいと考えておりますし、本条例においては、企業を市外から誘致してくることだけでなく、行政の担当者が誘致企業に対するワンストップ窓口になるということも非常に重要ですので、今申し上げた企業訪問だけでなく、市長と地元企業との懇談会なども含めて、情報発信をするとともに企業側からの御意見も頂いていきたいと考えております。
- 委 員:吹田市においては、外部から企業を誘致するだけではなく、既存企業が市外に移転してしまうような状況があるのであれば、本条例においてはそういったことを防ぐために吹田市の魅力を高めていくことも考えていく必要があると思います。
- 事務局:実際に、市内の優良企業が市外へ移転してしまうという事例が起こっている中で、今後そういったことを防いでいくためにも、本条例においては既存企業も含めて立地の支援をしていくという意思表示になると考えております。
- 委員:施行規則第4条で、奨励金の限度額が固定資産税の2分の1以内で5千万円となっています。 これはすなわち、固定資産税額が1億円以上であれば、奨励金の額が5千万円になるということだと 思うのですが、固定資産税額が1億円かかる土地、建物、償却資産の規模というものはどれぐらいの ものなのでしょうか。

事務局: それについては、申し訳ございませんが、現在お示し出来る資料がございません。

委 員:他市では1億円という上限額もある中で、5千万円ということについてはどういったことを根 拠として考えられているのでしょうか。

事務局:奨励金を出す上では一定の上限額が必要になる中で、今回は5千万円という形で提案させてい

ただいておりますが、その額が適当かどうかということについては、引き続き検討させていただきます。

- 委員:産業振興条例の制定後には、「地域における商業の活性化に関する要項」や、「商業者等に求められる具体的な地域貢献策の例」などが制定されています。ですから、産業振興条例だけではなく、これらも含めたものが吹田市の産業振興に対する基本的な考え方であると言えると思います。企業立地促進条例においては、対象業種に製造業も含まれてはいますが、大きな考え方については、これらに記載されている内容にも基づくべきであると思いますので、今後の条例や要綱作りには、産業振興条例だけではなく、これらの要項や地域貢献策の例における考え方も活かしていただきたいと思います。
- 委 員:先ほど、他市での条例の活用実績をお示しいただきましたが、もしそれらの市が企業誘致施策 を持っていなかったとしたら、そういった実績は上がってこなかったということでしょうか。
- 事務局:制度の影響ということについて、そこまでの確認はしておりませんが、必要な情報として、今 後調べていきたいと思います。
- 委 員:本条例によって企業が誘致されてきた場合に、その企業が市内の企業に対して発注等の取引を 行うことを促していくことも必要だと思います。
- 事務局:地元企業の発注に対する補助金についても、前回協議会において提案させていただいておりました産業振興条例に基づく補助金制度の一つとして現在検討しております。
- 委 員:今後も新たな条例や規則等を制定していく際には、本協議会においては今回のような議論の進 行の仕方になっていくのでしょうか。
- 事務局:産業振興条例については、市内全域の産業振興施策の基本的なあり方を定めていくものでしたので、本協議会において議論いただく中で築き上げてきたものであると思いますが、今回の企業立地促進条例については、市の方針として既に打ち出している部分について御意見を頂くという位置付けでございます。ですから、今後新たな条例を作っていく場合にも、その条例の定める内容によって、本協議会における議論の位置付けも異なってくるものであると考えております。
- 委員:少なくとも、これまでは条例制定等の議論の中では、参加者の意見が最終的にどのように反映されたのかという報告がありましたが、今回の条例案については、パブリックコメントに出されるまで、本協議会での議論を経た検討結果が最終的にどのような形で出されるのか私達には分からないのでしょうか。
- 事務局:パブリックコメント実施までに、改めて皆様にお集まりいただくことは時間の都合上できませんので、委員の皆様にはパブリックコメント実施前に最終案を郵送させていただくという形で御対応

させていただきたいと思います。また、その後12月議会を経て条例案が最終的にどのような形になったのかということについては、年度末に開催させていただく次回協議会の中でお示しさせていただきます。

会 長:それでは、本日の案件は以上ですが、本協議会における今回の議論については、最後まで各委員の方々から貴重な意見を頂いていたかと思います。確かに、産業振興条例制定時と、今回の企業立地促進条例制定における本協議会の関わり方は違うということは非常によくわかりますが、委員の方々から頂いた意見がどのように検討されたかということについては、確認できる場が必要であると考えます。今回はスケジュール上、そういった部分が用意されていませんが、今後の議論の中ではこの場で出された意見がどのように反映されたのかということを見届けた上で、本協議会として納得していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。その他本日出された御意見については、事務局側できちんと精査していただければと思います。

それでは本日の会議は終了させていただきます。ありがとうございました。